

新型コロナウイルス対策に係る経済変動対策融資 一覧表

山梨県 産業労働部 産業振興課

電話 055-223-1537

令和3年4月1日現在

融資名		融資対象	年利率	保証料率	貸付限度額 償還期間 (据置期間)
経済危機・災害復旧関係	危機関連保証	新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる中小企業者等 ※実施期間 令和2年3月13日～令和3年6月30日	全部保証 1.4%	0.4% (県の補助後の料率)	設備 5,000万円 10年以内 (2年以内) 運転 5,000万円 10年以内 (2年以内) 一企業限度 5,000万円
	セーフティネット保証4号	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者等 ※実施期間 令和2年3月2日～令和3年6月1日	全部保証 1.4%	0.45% (県の補助後の料率)	設備 5,000万円 10年以内 (1年以内) 運転 5,000万円 10年以内 (1年以内) 一企業限度 5,000万円
不況業種対策関係 (セーフティネット保証5号)		次のいずれかに該当する中小企業者等 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種で、 ①最近3か月の売上高等が前年同期と比べ5%以上減少している者 ②直近1か月の売上高等とその後の2か月の売上高等を含む3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少の見込まれる者(3か月の売上高等が算出可能となるまでの間に限る) ※令和3年4月1日現在 全業種(1,145業種)指定(農林漁業等を除く)	責任共有 償還期間 5年以内 1.3% 10年以内 1.5%	0.4% (県の補助後の料率) <small>中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種は、 中小企業庁ホームページ https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm でご確認いただけます。 または、市町村・商工担当課、県・産業振興課にお問い合わせください。</small>	運転 5,000万円 10年以内 (1年以内)
経営安定化特別関係		次のいずれかに該当する中小企業者等 ①最近3か月の売上高等が前年同期と比べ20%以上減少している者 ②最近1か月の売上高等が前年同期と比べ20%以上減少し、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が20%以上減少見込みの者	責任共有 1.6%	0.45% ～1.9%	運転 2,000万円 10年以内 (1年以内)
経営環境変動対策関係		最近3か月の売上高又は受注量が前年同期と比べ5%以上減少している中小企業者等	責任共有 償還期間 5年以内 1.5% 10年以内 1.7%	0.45% ～1.9%	運転 5,000万円 10年以内 (1年以内)

※「責任共有」とは、信用保証のリスクを信用保証協会と金融機関が負担する制度です。「全部保証」とは信用保証協会が100%保証(金融機関のリスク負担はゼロ)する制度です。